

「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の改正案に関する 市民意見の募集の結果について

京都市では、平成16年に「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、市民及び本市を訪れる方の福祉を推進しているところです。

今般、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行令が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、手続の合理化や規定整備等について、条例の改正案を取りまとめるとともに、市民の皆様幅広く意見を募集いたしました。

この度、市民意見の募集の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見の募集の概要

(1) 募集期間

令和6年10月30日(水)から11月29日(金)まで

(2) 周知方法

- ・ホームページ掲載
- ・リーフレットの配布(建築審査課窓口、市役所、各区役所・支所、情報公開コーナー、(公財)京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館)
- ・関係団体(福祉関係、建築関係、不動産関係、旅館業関係、指定確認検査機関)への個別周知

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数 56通、意見数 147件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

別紙2のとおり

2 今後の予定

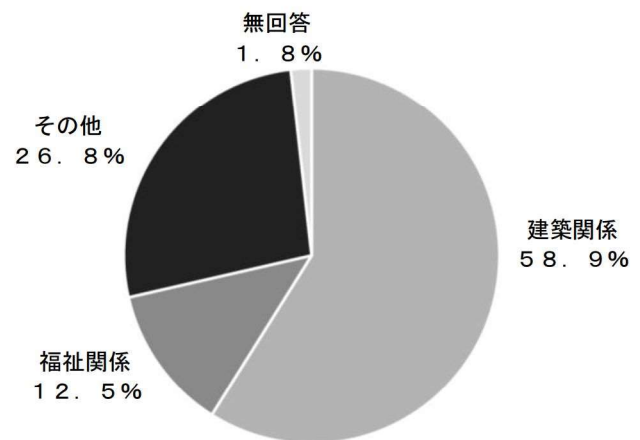
- 令和7年2月 市会に条例改正議案を提案
- 3月 改正条例の公布
- 6月 改正条例の施行

(参考資料) 市民意見募集リーフレット

御意見を頂いた方の属性

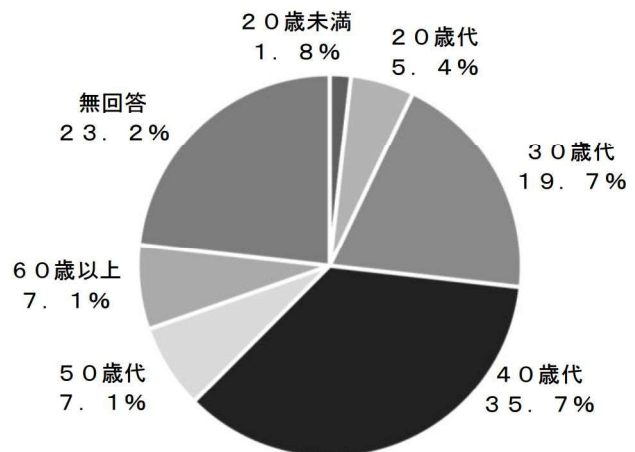
1 関わり

区分	通数	割合 (%)
建築関係	33	58.9
福祉関係	7	12.5
その他	15	26.8
無回答	1	1.8
合計	56	100



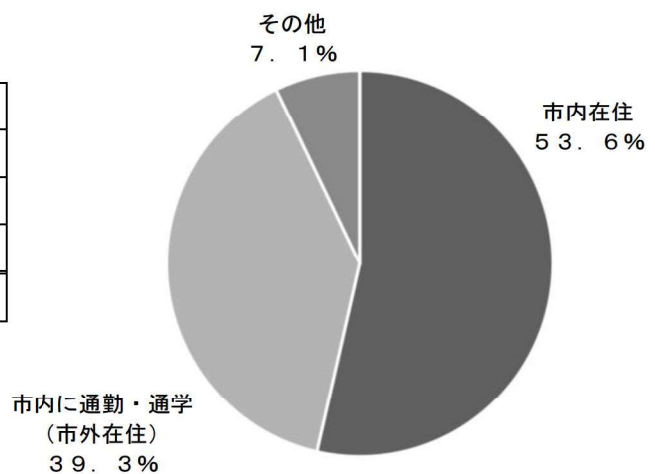
2 年齢

区分	通数	割合 (%)
20歳未満	1	1.8
20歳代	3	5.4
30歳代	11	19.7
40歳代	20	35.7
50歳代	4	7.1
60歳以上	4	7.1
無回答	13	23.2
合計	56	100



3 お住まい等

区分	通数	割合 (%)
市内在住	30	53.6
市内に通勤・通学	22	39.3
その他	4	7.1
合計	56	100



「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の改正案
主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

(御意見の内訳)

項目	意見数
1 施策全般に関すること	20
2 政令改正に伴う規定整備に関すること	32
3 協議等の手続の合理化に関すること	39
4 違反行為に係る公表制度の創設に関すること	36
5 その他	20
合計	147

1 施策全般に関すること (20件)

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正によりバリアフリー化がより一層推進される点は歓迎する。高齢者や障害者の方々の利便性向上に大きく貢献すると思われ、一人暮らしで今後高齢になった際にも、安心して暮らせるまちになることを期待している。 ・ 高齢化社会に向けて、誰もが生活しやすい京都であってほしい。車椅子だけでなく、ベビーカーにも優しい設備がよい。 ・ 京都市自らが主体性をもち国に先んじて、市民ニーズ等に応じた先進的取組を行うことが今後の市政運営にあたって極めて重要だと思う。 ・ 建築物のバリアフリーの促進と合理的配慮の提供、いわばハードとソフトの両面での取組が進むことを望む。 ・ 建築物のバリアフリーのみ規制を強化するのではなく、公共交通機関や道路の全てがバリアフリー化されてこそ、京都市が提唱している「ユニバーサルツーリズム」が実現するのではないか。 <p align="right">など</p>	17	<p>本市では、高齢者や障害のある方をはじめ、子育て世代の方など全ての方が施設を円滑に利用できるよう「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、建築物のバリアフリーの促進に努めております。</p> <p>誰もが安心して暮らせるまちづくりは極めて重要であり、本市が先進的な取組を行うことで、他の地域へのモデルケースとなり、全国的なバリアフリー化の促進に貢献いたします。</p> <p>また、本市では、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、建築物だけでなく、駅や道路、その周辺環境も含めたユニバーサルデザインの推進を、ハードとソフトの両面から、重点的かつ一体的に進めております。</p> <p>今後も、引き続き市民や事業者の皆様と協働してバリアフリー化を推進してまいります。</p>

<p>【バリアフリーの普及啓発に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の維持管理や使用マナーに関する意識啓発が必要。 ・ 建築物のバリアフリー化に係る優良事例や先進事例を収集・紹介するなど、「バリアフリーマニュアル」を充実させてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	<p>本市では、市民の関心も高めながら施設側にもバリアフリーに関する意識を高めていただくため、優良事例を公表するほか、関係団体との連携により、バリアフリーに関する啓発イベントを開催するなど、普及啓発に取り組んでおります。</p> <p>また、施設利用者に対しては、宿泊施設について、利用者にとって役立つバリアフリー情報を発信しております。</p> <p>引き続き、関係部局との連携により、既存の建築物の維持管理や使用マナーについても、周知啓発を進めてまいります。</p>
--	---	---

2 政令改正に伴う規定整備に関すること（32件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定整備の内容については、支障ないと考える。 ・ 条例を規定整備することはわかりやすく、いいと思う。 ・ これまでの、大規模の建物に車椅子用トイレが1つは少ないと感じる。バリアフリー対応の建物が増えることはよいこと。住みよいまちになる。 ・ 社会的に大規模施設等には車椅子利用者への対応がより必要だと思うので、賛成である。 ・ 政令が追いついて全国的によりバリアフリーが進むことは望ましい。 ・ これまで法を上回る厳しい基準を市独自で課してきたことを踏まえ、法と条例を合わせるのではなく、バリアフリーを促進するために引き続き法を上回る基準を条例で定めてもよいのではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	32	<p>今回の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）の施行令（以下、「政令」という。）の改正により、駐車場や劇場等の客席の基準について、本市条例と同等の基準が定められたため、条例による基準を廃止するものです。</p> <p>本市では、条例で、バリアフリー法の対象となる用途の追加や規模の引下げ、基準の強化をしております。</p> <p>また、バリアフリー法の対象である大規模建築物だけでなく、日常生活に身近な小規模施設についても基準を課しており、バリアフリー化を推進しております。</p>

3 協議等の手続の合理化に関すること（39件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【手続の負担軽減に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続が合理化されることはよいことだと考える。 ・ 設計者の負担が軽減される改正ならありがたい。 ・ 法対象の建築物について、建築基準法の確認・検査に一本化するのとは当然なことだと思う。 ・ 建築主及び設計者と行政ともに合理化が図れて、事務の効率化が進むのは賛成である。 ・ 行政コストの縮減が図られると思うので、賛成する。 ・ 小規模建築物に対する協議、検査が継続される点は、事業者にとって負担が大きいと懸念される。 <p style="text-align: right;">など</p>	31	<p>これまでは、バリアフリー法の対象建築物について、建築確認での審査に加え、本市においても協議を行ってまいりましたが、今回の政令改正を契機に、建築基準法の確認・検査に一本化いたします。</p> <p>一方で、近年の急速な高齢化の進行を受け、建築物にはより一層のバリアフリー対応が求められています。そのため、法の対象となる大規模建築物だけでなく、条例対象となる日常生活に身近な小規模建築物においてもバリアフリー化を促進し、担保していくため、本市による協議・検査を継続いたしますが、完了検査の効率化等により、事業者の方の負担軽減についても、検討してまいります。</p>
<p>【指定確認検査機関での審査や行政の役割に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで京都市が指導してきたレベルと同様に、民間指定機関でバリアフリーに対してきめ細やかな指導が行われることは期待できないと感じる。 ・ 検査機関によって判断にばらつきが出ることを防ぐため、マニュアルの補強は必要だと思う。 ・ 指導・監督の強化を図るなど、行政はより指導的立場へシフトしていく機会としてほしい。 ・ 検査が不要になってしまうと外部の目が入らないから違反が増えそう。 <p style="text-align: right;">など</p>	8	<p>バリアフリー法の審査は、これまでも指定確認検査機関において建築確認等の中で審査・検査されてまいりました。また、本市では、整備マニュアルを作成・公開し、整備基準の確認方法が明確化し、民間の指定確認検査機関においても適切に審査できる環境を整えており、さらに、工事完了後には、バリアフリー基準への適合も含め、これまでと同様に検査が行われるなどの方法により、しっかりと法適合性を担保します。</p> <p>今後も、指定確認検査機関において適切な審査・検査が行われるよう、連絡会議等で情報共有や意見交換を図ってまいります。</p>

4 違反行為に係る公表制度の創設に関すること（36件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反行為に対して、公表制度を設けることは賛成である。 ・ 違反行為があった場合に、困るのは建物の利用者なので、条例対象の小規模な建築物であってもきちんと基準を守ってほしい。公表することができる制度を設けて「やらない得」を許さない姿勢を京都市として示すのはよい。 ・ 罰則の有無は、遵守意識に大きな影響を与えるため、何らかの罰則規定を維持する方が、バリアフリー化の推進に効果的だと思う。 ・ 違反行為があった場合の罰則として、「公表」にどの程度の効果があるのか疑問がある。 ・ 既存の罰則を廃止するとして、公表制度がそれをしっかりと担保できるよう、また形骸化しないよう、運用の制度設計をしていくべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	36	<p>バリアフリー法の対象建築物の場合、違反行為があった際には、引き続き、建築基準法やバリアフリー法の罰則が適用されます。</p> <p>条例対象の小規模建築物については、条例による罰則規定を廃止し、建物の規模に見合った手段として、公表制度により実効性を確保いたします。</p> <p>近年、バリアフリーに関する社会的関心が高まっており、情報化社会が進展する中、公表という形で広く周知することで、違反行為の抑制効果が期待できます。</p> <p>引き続き、関係部局相互でしっかりと情報共有しながら、違反行為に対して適切に対処してまいります。</p>

5 その他（20件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請なども導入し、申請者の負担を減らすことも検討してほしい。 ・ 歴史的な建物のバリアフリー化が難しいことがあるが、テーブルリフト等の介助器具も数多く出ているので、それらの業界と連携を進めてほしい。 ・ 京町家などの伝統的建築物について、合理的配慮が義務化されたこと（ソフト対応）も踏まえたバリアフリー対応の事例を発信してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	20	<p>バリアフリーの促進に関する貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。頂きました御意見を関係部局とも共有し、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。</p>

「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の改正案に関する市民意見の募集について

皆様の御意見を募集します



募集期間 令和6年10月30日(水)～11月29日(金)

京都市では、平成16年に「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、市民及び本市を訪れる方の福祉を推進しています。

今般、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の施行令(以下「政令」という。)が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の改正案を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

改正の概要

① 政令改正に伴う規定整備

バリアフリー化に対する社会的要請の高まりを受け、一定規模以上の建築物を新築する場合等におけるバリアフリー基準について、下表のとおり政令の見直しが行われることを踏まえ、条例の規定整備を行います。

改正前(現在)

(1)【政令】トイレ	建築物に1以上 の「車椅子使用者用便房」の設置を義務付け
(2)【市条例】駐車場	駐車場の台数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用駐車施設」の設置を義務付け
(3)【市条例】劇場等の客席	劇場等の座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を義務付け

改正後(令和7年6月1日以降)

(1)【政令】トイレ	原則、建築物の階ごとに1以上 の「車椅子使用者用便房」の設置を義務付け ※ 床面積1,000㎡未満の階がある場合は、それらの階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上
(2)【政令】駐車場	駐車場の台数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用駐車施設」の設置を義務付け(現行条例と同等)
(3)【政令】劇場等の客席	劇場等の座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を義務付け(現行条例と同等以上)

(2)駐車場及び(3)劇場等の客席については、改正政令により現行条例と同等以上の整備基準が設けられることから、これまで京都市が条例で定めていた整備基準を廃止します。

② 協議等の手続の合理化

- 法対象(バリアフリー法の整備基準が適用される一定規模以上の建築物の新築等)
 - バリアフリー基準の適合性を含め、建築基準法の確認・検査に一本化
 - 条例による協議・検査が不要に！(皆様の負担が軽減されます。)
- 条例対象(バリアフリー法の整備基準が適用されない小規模な建築物の新築等)
大規模の修繕・模様替を行う建築物
 - 引き続き、条例による協議・検査が必要

③ 違反行為に係る公表制度の創設

条例の手続対象となる小規模な建築物について、違反行為があった場合に公表することができる制度を新たに設けます。

なお、前記①及び②の改正により、バリアフリー法の対象となる一定規模以上の建築物における違反行為については、建築基準法又はバリアフリー法の罰則が適用されることとなります。

以上により、条例の罰則規定は廃止します。

【公表の対象となる者】

- ・ 条例の命令に違反した者
- ・ 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ・ 立入調査、立入検査を拒んだ者等

今後の予定

令和7年2月 条例改正案を市会に提案
6月 周知期間を経て施行



市民意見募集の概要

募集期間

令和6年10月30日(水)～11月29日(金) 《必着》

提出方法・提出先

以下のいずれかの方法で御提出ください。
様式は自由ですが、FAX、郵送及び持参の場合には、裏面の意見用紙を御活用ください。

専用フォーム https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=9009

FAX 075-212-3657

電子メール kenchiku-sinsa@city.kyoto.lg.jp
※件名を「市民意見」としてください。



二次元コード

郵送 〒604-8571
京都市役所 都市計画局 建築審査課 バリアフリー推進担当宛て

持参 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所 分庁舎2階5番窓口 バリアフリー推進担当宛て

御意見の取扱い

お寄せいただいた御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要を取りまとめ、個人に関する情報を除き、ホームページで公表します。
御意見に関する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

お問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課バリアフリー推進担当
TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



発行:京都市都市計画局建築指導部建築審査課
令和6年10月 京都市印刷物 第064633号

